

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日（水）午前8時55分から午前10時15分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（12名）
  - 農業委員 5名
  - 推進委員 7名
4. 欠席委員（1名）
  - 農業委員 1名
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第30号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
  - 日程6 議第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
  - 日程7 議第32号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
  - 日程8 議第33号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
  - 日程9 議第34号 山江村有財産審議会委員の選出について
  - 日程10 その他
  - 日程11 今後の行事
  - 日程12 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局係長

## 7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同、礼。ご着席ください。山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は5名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より、令和3年11月期の農業委員会総会を開会いたします。日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

会長挨拶

事務局長

ありがとうございます。次に、日程3「諸藩事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

特にございませんか。なければ次に移らせていただきます。次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は、5番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第30号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

それでは、議第30号について説明をいたします。総会資料1ページをご覧ください。議第30号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和3年11月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページが山江村長からの意見書の写し、3ページから4ページが変更箇所の明細でございます。(申請内容について説明)。変更理由といたしましては、申請人が住宅建築地として親族である所有者の農地を転用したいとのことです。利用

目的は個人住宅の建築。変更後の利用者は申請人でございます。申請農地1筆の面積は857㎡ありますが、住宅用地として今回496㎡を分筆し転用、残地となる361㎡については引き続き農振農用地となるということです。農地転用の観点としましては、5ページのとおりとなりますけれども、申請地の所在地区の面積に占める宅地化率が40%を超えていることから、除外後は第3種農地に区分されると判断し、許可可能であると想定されます。6ページから9ページにかけて所在を表す地図及び地籍図、10ページに現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請人と所在者、担当農業委員、担当推進委員と共に11月2日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明がおわりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明等をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。11月2日10時20分頃ですかね、譲渡人の方、譲受人の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で行っております。(現地について説明)。現在、飼料作物を作付けしてあります。現地には下水道がまだできてないということでございますので、浄化槽を現地に設置するという話でございましたのでご報告しておきます。周りには栗園がたくさんあるわけですが、ほとんどが高齢化している感じでございましたので、後はほとんど家の方が建っていくのではないかと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、何かありませんか。

〇〇農業委員

農地とは関係ないんですけど、家を建てられる時、水道はどうされる

んですか。下水は浄化槽ということですけど。

事務局係長

一応、現地の方もですね、ちょうど9ページの航空写真のほうを見ていただきますと、(所在について説明)、宅地となっておりますけれども、そこまでは水道がきているということで申請人の方としましては、今回転用予定の宅地のところまでですね引っ張ってもらうような申請はしていくけれども、それで難しかったら合併浄化槽の方を入れて水道の方も今後は相談していきたいというふうな話は聞いております。

〇〇農業委員

ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第30号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第30号につきましては農業委員会の意見としては異議なしということで提出いたします。

議長

次に日程6、議第31号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは議第31号について説明いたします。総会資料の11ページをご覧ください。議第31号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和3年11月10日提出、山江村農業委員会会長。12ページが山江村長からの意見書についての照会の写し、13ページから14ページが変更箇所の明細でございます。(申請内容について説明)。変更理由とい

たしましては、申請人が山江村内への移住を希望しており住宅建築地を探していたところ、所有者の不耕作農地を転用してもよいとのことから申請に至ったとのこと。利用目的は個人住宅の建築。変更後の利用者は申請人でございます。農地転用の観点といたしましては先ほどと同様になりますけれども、15ページにありますとおり、申請地の所在地区の面積に占める宅地化率が40%を超えていることから、除外後は第3種農地に区分されると判断し、許可可能であると想定されます。16ページから19ページまでに所在を表す地図及び地籍図、20ページに現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請人の代理人の方と所有者、担当農業委員、担当推進委員と共に11月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。11月2日10時10分頃より譲渡人、そして譲受人、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で行っております。(所在について説明)、大きな草がいっぱいあるわけでございますけれども、宅地となればきれいになってすごく良い場所になると考えられました。道の方はちょっと狭いわけでございますけれども、下水の方は通っておりますので何の心配もないと思っております。以上でございます。

議長

同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員

はい。この、前の道は村道になるんですか。

事務局係長

はい。只今の質問に回答いたします。〇〇〇番地から住宅地の方〇〇〇番地まで続いておりまして、こちらにつきましては村道になるかなと思うんですけれども、ちょっと確認は取れておりません。

〇〇推進委員

もし、村道だったら少し道幅を広げてという計画はないんですか。この奥にもまた家が建てられるような感じだからそっちの方がいいんじゃないかなと思いましたので質問しました。

議長

質問ということですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

調べてきますので協議とします。

(協議) 9時11分～9時13分

議長

はい、また審議に戻します。

事務局長

よろしいですか。今、〇〇推進委員からご質問がありました道路はですね、担当課に相談したら村道には認定されてないということなので、集落道とかそういった類になるのではないかと思います。

〇〇推進委員

はい、わかりました。

議長

他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第31号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第31号につきましては農業委員会の意見としては異議なしということで提出いたします。

議長

次に日程7、議第32号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第32号について説明をいたします。総会資料の21ページをご覧ください。議第32号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和3年11月10日提出、山江村農業委員会会長。22ページが山江村長からの意見書についての照会の写し、23ページ・24ページが変更箇所の明細でございます。(申請内容について説明)。変更理由といたしましては、申請人が村内で住宅建築地を探していたところ、所有者の不耕作農地を転用してもよいとのことから申請に至ったとのことです。利用目的は個人住宅の建築。変更後の利用者は申請人でございます。農地転用の観点としましては25ページのとおりとなりますけれども、住宅が連たんしている区域に近接し農地の広がり10ヘクタール未満であることから、除外後は第2種農地に区分されると判断し、土地の代替性がなければ許可可能であると想定されます。26ページから29ページに所在を表す地図及び地籍図を、30ページ・31ページに現況写真を添付しております。今回、一般住宅ということで原則500㎡、おおむね500㎡程度までということになりますけれども、31ページにありますとおり現地は非常に高いのり面がですね一部占めておりまして、実際の宅地としての有効面積は500㎡以内になるということから分筆なしでの1筆での転用計画がされる予定ということになっております。現地調査につきましては、申請人と所有者、担当農業委員、担当推進委員と共に11月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。これもですね11月2日午前9時50分より、譲渡人・譲受人の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で行いました。(所在について説明)、現地としましては高台にあって大変きれいに整備もしてありまして、田んぼでございますけれども5、6年は作付けしていないということでもございました。それと高台ではございますのでちょっと道の上り口も結構かかると思いますが綺麗にするということでもございましたので。それと下水の方も近くに通っていますので、何の心配もないと私は考えました。以上でございます。

議長

はい。同様に立会いしました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第32号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第32号につきましては、農業委員会の意見としては異議なしということで提出をいたします。

議長

次に日程8、議第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第33号について説明をいたします。総会資料32ページをご覧ください。議第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の2項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和3年11月10日提出、山江村農業委員会会長。33ページが山江村長からの意見書についての照会の写し、34ページから35ページが変更箇所の詳細でございます。(申請内容について説明)。利用目的につきましては公営住宅の再建設。変更後の利用者は申請人でございます。農地転用の観点といたしましては、まず36ページをご覧くださいまして、団体営土地改良事業による圃場整備が現地につきましては行われているため第1種農地として原則転用不許可と判断されるわけです。



けれども、今回はですね災害に伴う復旧事業ということで、37ページにありますとおり農地法第5条第1項第8号で規定されている、こちらで言いますと17番「地方公共団体等が行う非常災害の応急対策または復旧に必要な施設に供する場合」に該当しますので農地転用許可不要案件として対応が可能と判断しております。38ページから41ページまでに所在を表す地図及び地籍図、42ページから46ページまでに現況写真等を添付しております。現地調査につきましては、申請団体の担当者2名、担当農業委員、担当推進委員と共に11月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。11月2日火曜日、午前9時より現地にて担当課のお二人、そして事務局係長、担当推進委員、私の5人で立会い調査をしました。(所在について説明)。今、事務局係長からも説明がありましたけれども、本来であれば第1種農地であり転用とかできないのですが、昨年の災害で住宅の方が壊れてしまいました。その立て直しということで、この場所が選ばれたということで、農地の他にですね用水路・排水路も含まれていますが、こちらは工事中は今後とも周りの農地に迷惑がかからないような仕方はするというお話でした。地主の方にも内諾の方は取れているということで、場所的にも農業をする分には良い土地ですが、災害された方も早く戻りたいということなのでですね、そういうところも考えていただければと思います。皆さんの慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

同様に立会いをしました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

別にありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

〇〇農業委員

はい。ここは埋め立てですね。災害復旧ということなんですけど、また農地に戻すということはあるんですか。

事務局係長

今回はですね、仮設住宅等ではなく公営住宅としての建設になりますので、一時的な転用ではなく恒久的な転用扱いとなります。すみません、補足で説明をさせていただきます。今回被災した〇〇団地がですね、本

来ならば災害としましては現地での復旧というのが通常なんですけれども、河岸浸食も行ってますし、非常に危ない地域だと。再建設をしたところで。ということで、担当課の方ですね同じ地区内で、候補地（候補地区について説明）すべての箇所において危険個所に入ることから、今回のところについては大丈夫、危険度の診断としては大丈夫ということもあり、こちらの方で除外を転用できないかという申請があがっている、という流れになっているようです。

〇〇農業委員

はい。わかりました。

事務局長

私からもちょっとよろしいですか。すみません私、産業振興課長とも兼務しておりますので、実はこの案件でですね、41ページ、先ほど担当農業委員が説明された航空地図で見てもらいますと、この赤で囲ってある南側はですね、すぐ人吉市になります。人吉市と接する場所でありますので、担当課と関係者で、人吉市役所の方に出向いてですね、こういった計画があるということを説明しております。人吉市側からですね、先ほど担当農業委員が言われましたとおり、水路等も村の方ですね支障をきたさないような工事を行うということで了解をいただきまして、人吉市から言われたのが最初は町内会とかですね、土地改良区ですかね、そういったところに全部説明をしてくれということだったんですが、住居も離れているということで、まず町内会長等には特にいいだろうということでしたけれども、隣接する土地の所有者、これは人吉市に照会をかけて所有者の方を教えてくださいましてはしておりますけども、そこには一言挨拶だけはしといてくれ、説明はしといてくれということでしたので、情報を提供していただきながら、情報が揃った後ですね、こういったことで災害で被災した村営住宅の再建設を行うということの説明を置きに伺いたいと思っております。あと、埋め立ては、県道〇〇線が走ってますけど、県道並までは上げるということで、去年の豪雨災害でそれ以上の川の、まあそういうことはないでしょうけど、氾濫して浸水しないような高さまでは上げていきたいということで担当課の方は計画を立てているということです。以上です。

議長

現所有者の承認はとってあつとですかね。

担当農業委員

内諾は得ているということです。

議長

他に質疑・意見等ありませんか。

議長

これからの流れについては農業委員会で審議はして、その後は。

事務局係長

はい。今回審議していただいて、農業委員会としては除外しても良いという回答を行いますと、今後は担当課の方に意見をお返ししまして、今度は担当課の方でまた農振委員会、そちらの方で最終決定をされていくようなかたちになるかと思えます。除外後、基本的に転用というかたちになるんですけども、先ほども申しましたとおり、今回 災害復旧に伴う転用事業ということでございますので、担当課、村の方からですね、今度は農業委員会の方に許可不要転用届を提出してもらうかたちになります。その際にはまた皆様にご報告はいたしますけれども、許可不要転用届につきましては、報告のみで審議の方は今までも行っておりませんので、そういった流れに今後はなっていくと思えます。いずれにしろ今後、実際の設計の予算とかもとっていかれるということですので、実際の着工は来年度以降になるかというような計画で聞いております。以上です。

議長

他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

ないでしょうか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第33号につきましては、農業委員会の意見としては異議なしということで提出をいたします。

議長

次に日程9、議第34号「山江村有財産審議会委員の選出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と申請をお願いいたします。

事務局係長

それでは、議第34号について説明をいたします。総会資料の47ページをご覧ください。議第34号「山江村有財産審議会委員の選出につ

いて」山江村有財産審議会設置要領（平成8年4月1日施行）第3条第2項の規定により、農業委員会委員のうちから、標記委員を2名選出する。令和3年11月10日提出、山江村農業委員会会長。48ページが山江村長からの依頼文の写しとなっております。49ページをご覧ください。昨年7月の農業委員会委員改選時に審議をいたしまして〇〇農業委員、〇〇農業委員の2名を選任しておりましたが、令和3年3月31日で任期が満了していることから再度選任の依頼がありました。これまでも総会において選任を行っておりましたので、今回も同様に2名を選任してください。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、山江村有財産審議会の委員について決めていただきたいと思いますが、自薦・他薦ございませんか。

議長

意見ございませんか。

議長

意見が出ないようですので協議に切り替えます。

（協議に切り替え）9時35分

議長

はい、審議に戻します。

（審議に切り替え）9時39分

議長

会長推薦ということで、現在の〇〇委員、〇〇委員を推薦いたします。皆様それでよろしいでしょうか。

（はいの声）

議長

ということですので、〇〇委員、〇〇委員に決定したいと思います。よろしく願いいたします。

議長

次に日程10「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長

その他について説明。

議長

他に、皆様方ありませんか。

（なしの声）

議長

ないようですので、それでは次に日程 1 1「今後の行事」に移ります。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 1 2「閉会」に移ります。以上を持ちまして、農業委員会 1 1 月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 3 年 11 月 10 日(水)午前 10 時 15 分終了

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)